

農地改良届出書の提出要領

申請書等 各種提出要領R5.4.7更新.xls

1	届出目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の生産力を増強するための、埋立てや掘削行為
2	必要書類（2部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地改良届出書 ・ 位置図 ・ 公図の写し（法務局または市役所税務課発行のもの） ・ 造成（配水）方法の分かる図面〔造成（配水）計画概略図〕 ・ 土砂搬入・排出経路図 ・ 誓約書（届出者及び業者連名の産業廃棄物で埋立しない旨を記載）
3	提出期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地改良工事に着手する2週間前までに届出書の提出が必要です
4	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地所有者又は耕作者の意思により行うもの（請負による場合も含む。）であること ・ 耕作に適する土を用い、耕作に支障がない時期に短期間（3か月以内）で行うこと ・ 周りの状況からみて必要以上の嵩上げや60センチメートル以上掘削する場合は農地法の規定による手続きが必要 ・ 借人が農地改良を行う場合は所有者の同意書が必要 ・ 工事完了後速やかに完了届出書（完了写真添付）を提出すること
5	問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬戸市農業委員会事務局（瀬戸市役所 地域振興部 産業政策課 農林係） 電話 0561－88－2654